

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年2月2日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 賀茂環境衛生センター解体工事発注仕様書等作成業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | なし |
| (3) 物品委託役務内容 | 賀茂環境衛生センター解体工事に係る発注仕様書等の作成を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から令和4年11月30日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市西条町上三永10766番地1 賀茂環境衛生センター |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次の全てに該当する者 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画＞各種行政計画・調査等（環境）
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者 配置時点で入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者	管理技術者：技術士「衛生工学部門（廃棄物・資源循環）」の資格を有する者 照査技術者：技術士「衛生工学部門（廃棄物・資源循環）」の資格を有する者 建築技術者：1級建築士の資格を有する者 ※上記技術者の兼任は認めない。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の解体工事に係る発注仕様書（性能発注）作成等に類する業務を履行した実績がある者。
カ	その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年2月2日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設1課(担当課)で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先(担当課)」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年2月2日～ 令和4年2月14日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。ただし、土木・建築図面等は、担当課での閲覧のみとする。 見本等の有無 : 無
ウ 同等品確認期間(物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得。(以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年2月2日～ 令和4年2月14日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 広島中央環境衛生組合 施設1課 東広島市西条町上三永10759番地2(広島中央エコパーク管理棟1階) 電話番号 082-426-0820 / ファックス番号 082-426-0674 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年2月14日～ 令和4年2月17日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年2月14日～ 令和4年2月17日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設1課(担当課) 東広島市西条町上三永10759番地2(広島中央エコパーク管理棟1階) 入札書は入札期間内に施設1課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として東広島市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年2月18日 午前10時00分	開札場所 広島中央環境衛生組合 広島中央エコパーク管理棟1階会議室(東広島市西条町上三永10759番地2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和4年2月21日午後5時15分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類(○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		様式は、広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
エ 配置予定技術者届出書	○	
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書(物品・委託役務)		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	「2才会社の履行実績」に係る契約書の写し

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先(担当課)」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先(担当課)

施設1課 施設係

東広島市西条町上三永10759番地2(広島中央エコパーク管理棟1階)

電話番号 082-426-0820

ファックス番号 082-426-0674

賀茂環境衛生センター解体工事発注仕様書等作成業務仕様書

第1章 総則

本仕様書は、広島中央環境衛生組合（以下「本組合」という。）が発注する「賀茂環境衛生センター解体工事発注仕様書等作成業務委託」に適用する。

1 委託の目的

本業務は、本組合が循環型社会形成推進交付金事業として計画している賀茂環境衛生センター解体撤去工事に向け、解体工事が適切に実施されるためのダイオキシン類等事前調査、解体工事発注仕様書の作成及び解体工事発注支援等を目的とする。

2 委託業務の名称

賀茂環境衛生センター解体工事発注仕様書等作成業務委託

3 解体施設

施設名称：賀茂環境衛生センター

施設所在地：東広島市西条町上三永10766番地1

敷地面積：80,268.47㎡（ごみ処理施設、し尿処理施設及び管理棟を含む）

建物面積：5,257.95㎡（ごみ処理施設、し尿処理施設及び管理棟を含む）

延べ床面積：11,060.29㎡（ごみ処理施設、し尿処理施設及び管理棟を含む）

(1) ごみ処理施設（1・2号炉）

構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階

処理能力：150 t/日（75 t/24 h×2炉）

処理方式：ストーカ方式

竣工：昭和60年9月（平成16年9月改良）

(2) ごみ処理施設（3号炉）

構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階

処理能力：150 t/日（150 t/24 h×1炉）

処理方式：ストーカ方式

竣工：平成13年3月

(3) し尿処理施設

構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階

処理能力：210kℓ/日（105kℓ/24 h×2系列）+42kℓ/日

処理方式：高負荷脱窒素処理方式+浄化槽汚泥専用前処理設備

竣工：昭和60年9月（平成11年3月増設）

(4) 管理棟

構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階

竣工：平成13年3月

4 委託の期間

契約締結日の翌日から令和4年11月30日まで

5 業務の内容

業務の内容は次の事項及び第2章の内容とする。

(1) ダイオキシン類等事前調査

- (2) 解体工事発注仕様書等作成及び解体工事発注支援
- (3) 各種手続き、打合せ協議等

6 手続きに必要な書類の提出

受託者は、業務の開始及び完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務の開始
 - ア 業務着手届
 - イ 管理技術者届
 - ウ 照査技術者届
 - エ 建築技術者届
 - オ 業務工程表
 - カ その他必要な書類
- (2) 業務の完了
 - ア 業務完了届
 - イ 成果品一式
 - ウ その他必要な書類

7 配置技術者

配置技術者の要件は次のとおりとし、各技術者は、受託者と3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、広島県内の本社、支店又は営業所に常時勤務している者でなければならない。また、各技術者の兼任は認めない。

- (1) 管理技術者
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士で、衛生工学部門（廃棄物・資源循環）の資格を有する者。なお、旧技術士法の衛生工学部門選択科目である廃棄物管理計画、廃棄物管理及び廃棄物処理の資格を有する者は同等とする。
 - イ 循環型社会形成推進交付金事業の申請書類の作成経験を有する者。
 - ウ 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の解体工事に係る発注仕様書作成等に類する業務を履行した実績がある者。
- (2) 照査技術者
 - ア 技術士法に定める技術士で、衛生工学部門（廃棄物・資源循環）の資格を有する者。なお、旧技術士法の衛生工学部門選択科目である廃棄物管理計画、廃棄物管理及び廃棄物処理の資格を有する者は同等とする。
 - イ 循環型社会形成推進交付金事業の申請書類の作成経験を有する者。
- (3) 建築技術者
 - 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の資格を有する者。

8 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た事項について、第三者に漏洩してはならない。
また、中立を遵守しなければならない。

9 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。

10 貸与資料

発注者である本組合が保有し、本業務の遂行に必要となる関係資料については受託者に貸与す

るが、受託者は貸与を受けた資料の一覧を作成の上で本組合に提出し、業務終了後は速やかに返却すること。

11 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議が必要な時又は協議を求められた時は、誠意を持ってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に關係資料を添えて本組合に報告しなければならない。

12 業務内容の変更

業務の実施に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で本組合とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は受託者が作成する。

13 検査

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て本組合による成果品の検査を受けなければならない。

検査の結果、成果品に不備又は誤り等があった場合、受託者は本組合が指示する期日までに訂正等を行い納品しなければならない。また、基本的に、本業務に関する成果品の著作権は全て本組合に帰属するものとする。

14 引き渡し

受託者は、成果品の検査合格後、成果品を納品し、完了届の提出をもって業務完了引渡しとする。

なお、成果品については、9月末までに納品すること。

15 成果品

受託者は、下記の成果品を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ担当者と内容について協議、精査されたものとする。

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) ダイオキシン類事前調査報告書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (2) アスベスト事前調査報告書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (3) 地歴調査報告書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (4) 財産処分報告書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (5) 解体工事計画書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (6) 見積仕様書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (7) 技術評価書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (8) 発注仕様書 | : 3部 (A4サイズ) |
| (9) 原稿、原図、電子データ (CD) 等 | : 一式 |

16 その他

(1) 本仕様書に定める事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、受託者は、速やかに本組合と協議し、本組合の発注意図を十分理解のうえ、本組合の指示に従い業務を遂行するものとする。

(2) 本業務遂行にあたって、本組合と打合せた事項についてはその内容を記載した記録書類を作成し、打合せごとに提出するとともに、業務完了時に提出すること。

(3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて適宜本組合に中間報告を行うこととする。

また、本組合にとって早急に必要と思われる資料については、業務の終了を待たず、中間報告として速やかに提出すること。

(4) 受託者は、委託業務期間中において本組合が指示した場合または受託者が必要な場合は適宜打合せ会議を持ち、責任をもって円滑な業務遂行を行うこと。

- (5) 本業務は、循環型社会形成推進交付金の計画支援に関する事業として実施するため、交付申請書、実績報告書等の作成及び県との協議や打合せに出席すること。
- (6) 本業務中のダイオキシン類測定分析は、計量証明事業区分のうち、特定濃度区分（ダイオキシン類の濃度に係る事業）の登録を受けた計量証明事業者かつ認定特定計量証明事業者が実施すること。
- (7) 本業務中の重金属類測定分析は、計量証明事業区分のうち、濃度区分の登録を受けた計量証明事業者が実施すること。
- (8) 業務完了後も訂正、記載漏れ等の不備が発見され、または関係機関からの資料提出または内容変更等の要望に対しては速やかに対応すること。また、この場合に発生する経費の一切は受託者の負担とする。
- (9) 見積仕様書及び発注仕様書作成にあたり、必要な情報・資料の調査は、受注者が現地に赴き自ら調査を行うこと。

第2章 業務の内容

第1節 ダイオキシン類等事前調査

本調査は、解体工事の発注仕様書を作成するにあたり、事前に解体対象施設のダイオキシン類及び重金属類の現況調査を行い、施設の汚染状況を把握すること。

1 試料採取地点（想定）

試料採取地点は、原則として以下に示すとおりとする。なお、本業務では以下のとおり調査地点および数量を想定して計上しているが、設備の構造上、試料採取が困難な場合等により、調査地点および数量等の変更が生じた場合は、受託者と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とする。

(1) 付着物及び堆積物（41ヵ所）

焼却炉から煙突に至る排ガス系統、灰出し施設および排水処理槽沈殿汚泥の付着物及び堆積物を採取すること。

(2) 水質（4ヵ所）

排水処理槽内において水質を採取すること。

(3) 作業環境（3ヵ所）

焼却炉室内において試料を採取すること。

2 調査項目（想定）

(1) 付着物及び堆積物

項目	内 容
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン, ポリ塩化ジベンゾフラン, コプラナー-PCB
重金属類	アルキル水銀, 水銀, カドミウム, 鉛, 六価クロム, ひ素, セレン, PCB, シアン
付帯項目	IL(強熱減量), 含水率

(2) 水 質

項目	内 容
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン, ポリ塩化ジベンゾフラン, コプラナー-PCB
重金属類	アルキル水銀, 水銀, カドミウム, 鉛, 六価クロム, ひ素, セレン, PCB, シアン
付帯項目	pH, 浮遊物質

(3) 作業環境

項目	内 容
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン, ポリ塩化ジベンゾフラン, コプラナー-PCB (ガス状、粒子状)
付帯項目	空気中の総粉じん濃度

3 調査項目（分析方法）

(1) 付着物及び堆積物

項目	分 析 項 目
ダイオキシン類	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法 (平成4年7月 厚生省告示第192号) 別表第1
重金属類	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和48年2月 環境庁告示第13号)
付帯項目	底質調査法(昭和63年 環水管127号) 準拠

(2) 水質

項目	分析項目
ダイオキシン類	日本産業規格「工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナ-PCBの測定方法」JIS K0312(2020)
重金属類	日本産業規格「工場排水試験方法」JIS K0102(2019)
付帯項目	日本産業規格「工場排水試験方法」JIS K0102(2019)

(3) 作業環境（併行測定）

項目	分析項目
ダイオキシン類	「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」別紙1 空気中のダイオキシン類濃度の測定方法
付帯項目	

4 分析数量総括（想定）

(1) ダイオキシン類

項目	採取試料	1号炉	2号炉	3号炉	数量	
付着物 及び 堆積物	焼却炉	焼却炉壁付着物	①-1	①-2	①-3	3
	〃	ガス冷却室付着物	②-1	②-2	②-3	3
	〃	ガス冷却室堆積物	③-1	③-2	③-3	3
	〃	空気予熱器付着物	④-1	④-2	④-3	3
	〃	減温塔	⑤-1	⑤-2	⑤-3	3
	〃	集じん器付着物	⑥-1	⑥-2	⑥-3	3
	〃	集じん器堆積物	⑦-1	⑦-2	⑦-3	3
	〃	誘引通風機付着物	⑧-1	⑧-2	⑧-3	3
	煙突	煙突下部付着物	⑨-1	⑨-2	⑨-3	3
	灰出し設備	灰コンベア	⑩-1	⑩-2	⑩-3	3
	〃	灰ピット	⑪-1	—	⑪-3	2
	〃	飛灰(ダスト)コンベア	⑫-1	⑫-2	⑫-3	3
	〃	ダスト貯留槽	⑬-1	—	⑬-3	2
	〃	ダスト混練機	⑭-1	—	⑭-3	2
〃	飛灰ピット	⑮-1	—	⑮-3	2	
水質	排水処理設備	処理槽内沈殿汚泥	⑯-1	—	⑯-3	2
		処理槽内排水	⑰-1	—	⑰-3	2
作業環境	焼却炉室内	焼却炉作業環境	⑱-1	⑱-2	⑱-3	3
合計						48

(2) 重金属類

項目	採取試料	1号炉	2号炉	3号炉	数量	
付着物 及び 堆積物	焼却炉	焼却炉壁付着物	①-1	①-2	①-3	3
	〃	ガス冷却室付着物	②-1	②-2	②-3	3
	〃	ガス冷却室堆積物	③-1	③-2	③-3	3
	〃	空気予熱器付着物	④-1	④-2	④-3	3
	〃	減温塔	⑤-1	⑤-2	⑤-3	3
	〃	集じん器付着物	⑥-1	⑥-2	⑥-3	3
	〃	集じん器堆積物	⑦-1	⑦-2	⑦-3	3
	〃	誘引通風機付着物	⑧-1	⑧-2	⑧-3	3
	煙突	煙突下部付着物	⑨-1	⑨-2	⑨-3	3

	灰出し設備	灰コンベア	⑩-1	⑩-2	⑩-3	3
	〃	灰ビッド	⑪-1	—	⑪-3	2
	〃	飛灰(ダスト)コンベア	⑫-1	⑫-2	⑫-3	3
	〃	ダスト貯留槽	⑬-1	—	⑬-3	2
	〃	ダスト混練機	⑭-1	—	⑭-3	2
	〃	飛灰ビッド	⑮-1	—	⑮-3	2
水質	排水処理設備	処理槽内沈殿汚泥	⑯-1	—	⑯-3	2
		処理槽内排水	⑰-1	—	⑰-3	2
合 計						45

5 調査結果のとりまとめ

付着物・堆積物・水質・作業環境に関する調査結果をとりまとめ、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について(基発第401号の2)」に定める解体作業に係る管理区域について考察すること。

第2節 アスベスト事前調査

受注者は、解体・撤去予定の建築物（工作物含む）について、受注後速やかにアスベスト事前調査を行うものとする。

1 調査内容

(1) 既存資料および目視調査

建物の既存の設計図書等および現場目視によりアスベストを含有する建材等（含有する可能性がある建材等を含む）の「使用の有無」を調査すること。なお、対象施設は令和4年3月末まで閉炉作業中であることから、目視調査のための破壊行為により、施設の管理に支障があると想定される建材箇所については、本組合と協議しながら行うこととする。

(2) 分析調査

既存資料および目視調査において、建材中にアスベストの含有が不明な場合は、試料採取を行ったうえで分析を行うこと。本業務では以下のとおり調査数量を想定している。調査数量の変更が生じた場合は、受託者と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とする。

なお、建築用仕上げ塗材は、下塗、中塗、上塗の判別ができるように採取分析を行うこと。

項目	調査内容
調査数量	150ヶ所（想定）
分析項目	定性まで
分析方法	建材製品中のアスベスト含有率測定方法 JIS A 1481 : 2016

(3) 事前調査報告書の作成

- ア 事前調査結果一覧表
- イ 調査箇所が分かる図面および状況写真
- ウ 分析結果成績書

2 その他特記事項

(1) 作業員（調査員）責任者の資格

「特定建築物石綿含有建材調査員」の資格を保有し、十分な経験及び必要な能力を有する者であること。また、資格証等の写しを本組合宛てに提出すること。

(2) 貸与品

貸与を受ける場合は、借用書の提出または借用簿の記載を必要とする。なお、貸与品については、業務完了時に速やかに返却すること。

3 業務上の留意事項

- (1) 当業務にて知り得た情報を発注者の許可なく第三者へ提供しないこと。
- (2) 成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、本組合に帰属する。これら成果品の第三者への提供や内容の転載は本組合の承諾を必要とする。
- (3) その他、本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、本組合と協議し、その指示に従わなければならない。

第3節 地歴調査

受注者は、施設敷地内における土壤汚染の可能性について評価することで、土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染のおそれに関する区分を明確にすること。

(1) 資料等調査

ア 私的資料調査

過去の土地所有者が所有する資料等を入手可能な場合は、当該資料を調査すること。

イ 一般公表資料調査

ウ 登記簿調査

エ その他資料

(2) 現地調査

ア 現地調査

現地にて地形の状況、土地の現況、汚染の可能性のある利用状況等を確認すること。

イ 聞き取り調査

本組合職員など、地元精通者を対象に聞き取り調査を実施し、過去の土地利用履歴の確認を行うこと。なお、調査に際して守秘義務に十分配慮すること。

(3) 地歴調査報告書作成

資料等調査、現地調査等で得られた結果を整理し、対象地の汚染のおそれの区分や利用履歴等について報告書を作成すること。

(4) 試料採取区画等設定

当該対象地に対して土壤汚染対策法施行規則第4条における区画設定および調査対象物質の選定を行うこと。なお、調査対象物質は、土壤汚染対策法第2条第1項に規定される特定有害物質、ダイオキシン類から選定すること。

(5) 土壤汚染状況調査計画の立案

上記の調査結果等を踏まえ、調査の範囲、深さ、調査項目、調査数量について検討を行うこと。

第4節 財産処分報告書作成

受注者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、申請書を作成すること。なお、環境省通知『環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について』（平成20年5月15日 環企発第080515006号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に従って作成すること。なお、報告書提出に関して広島県等との打合せに必要な資料作成及び、打合せに出席すること。

1 対象施設

財産処分報告書作成の対象は当該敷地内の以下の施設とする。

- (1) 全連続燃焼式焼却炉（1・2号炉）
150 t /日（75 t /日×2炉）
昭和60年9月竣工（平成16年9月改良）
- (2) 全連続燃焼式焼却炉（3号炉）
150 t /日×1炉
平成13年3月竣工
- (3) し尿処理施設（高負荷脱窒素処理方式）＋浄化槽汚泥専用前処理設備
210kℓ/日＋42kℓ/日
昭和60年9月竣工（平成11年3月処理能力増強）
- (4) その他付帯施設・設備

2 財産処分報告書の作成

財産処分報告書は、『環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準について』（平成20年5月15日 環境会発第080515002号大臣官房会計課長から内部部局長等宛）に従って作成すること。

- (1) 別紙様式
- (2) 添付資料
 - ア 対象施設の図面及び写真
 - イ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し
 - ウ 評価額算定表
 - エ 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写し
 - オ その他参考となる資料

第5節 解体撤去工事に係る計画・設計

解体撤去工事に係る見積仕様書、発注仕様書等を作成すること。なお、地下部分の解体工事に係る仕様のうち、土壌汚染対策の内容は、並行して実施する土壌汚染状況調査の結果を踏まえて作成すること。

1 解体基本方針の検討

(1) 現有施設状況調査

現有施設の完成図書および現地踏査により、現有施設の状況を把握すること。

(2) 解体基本方針の検討

第1節のダイオキシン類等事前調査及び第2節アスベスト事前調査結果に基づいて、廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱や建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルに照らして施設の解体方法の基本方針を検討し、以下の構成で解体撤去工事計画を作成すること。

- ア 工事概要
- イ 解体撤去工事の内容
- ウ 法規制に係る事項
- エ 解体撤去工事に係る本組合と施工者との作業分担
- オ 汚染物及び解体廃材の処分方法
- カ 周辺住民への配慮
- キ その他

2 見積仕様書作成

(1) 見積仕様書の作成

解体基本方針に基づき、見積設計図書を徴収するための見積仕様書を作成すること。なお、見積仕様書の作成にあたり、以下の項目を盛り込むこと。

- ア 工事の概要
- イ 工事期間
- ウ 工事範囲
- エ 検査方法
- オ 解体工事の実施計画
- カ 廃棄物の処理・処分方法
- キ 安全対策
- ク 作業員への安全・衛生教育

(2) 添付図面の作成

見積仕様書および発注仕様書に添付する図面を作成すること。

- ア ダイオキシン類事前調査結果一覧表
- イ 全体配置図
- ウ 工事範囲図
- エ 既存建屋配置図
- オ その他必要な図面

3 技術審査及び技術評価書の作成

- (1) 事業者から提出された見積設計図書の技術比較及び評価を実施し、技術評価書を作成すること。なお、解体撤去工事は性能発注となり、一般の実設計図書（発注仕様書、設計書、実施設計図面）による発注と異なるため、本組合の意向が十分反映されない場合が考えられる。そ

のため、見積仕様書に基づいて提出された事業者の見積設計図書が、本組合の意向に沿ったものであるかどうかについて、十分な評価を行うこと。

- (2) 見積設計図書を基に、工事の確実性、安全性等の面から、実施内容、費用等の妥当性を検討し、解体事業費を算出すること。

4 発注仕様書作成

事業者から聴取した見積設計図書に基づき、見積仕様書の再検討を行い、最終的な発注仕様書を作成すること。

5 契約等の締結に係る支援

入札関連書類の作成から事業者との契約の締結に至るまでの一連の手続きの支援を行うこと。

第6節 土壤汚染状況調査

地歴調査業務において作成する土壤汚染状況調査計画に基づき、土壤試料の採取・分析を行い、汚染状況を把握すること。

1 調査の実施

土壤汚染状況調査計画に基づき、ボーリングおよび調査を行うこと。なお、本業務では以下のとおり調査箇所および数量を想定して計上しているが、土壤汚染状況調査計画と調査箇所および数量等の変更が生じた場合は、受託者と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とする。

想定する調査数量

項目	対象	箇所	分析方法
第一種特定有害物質	土壤ガス	34	土壤ガス調査に係る採取及び測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第16号)
第二種特定有害物質	溶出量	34	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第18号)
	含有量	34	土壤含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号)
第三種特定有害物質	溶出量	34	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第18号)

(1) 第一種特定有害物質

項目	内容
土壤ガス	四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン

(2) 第二種特定有害物質

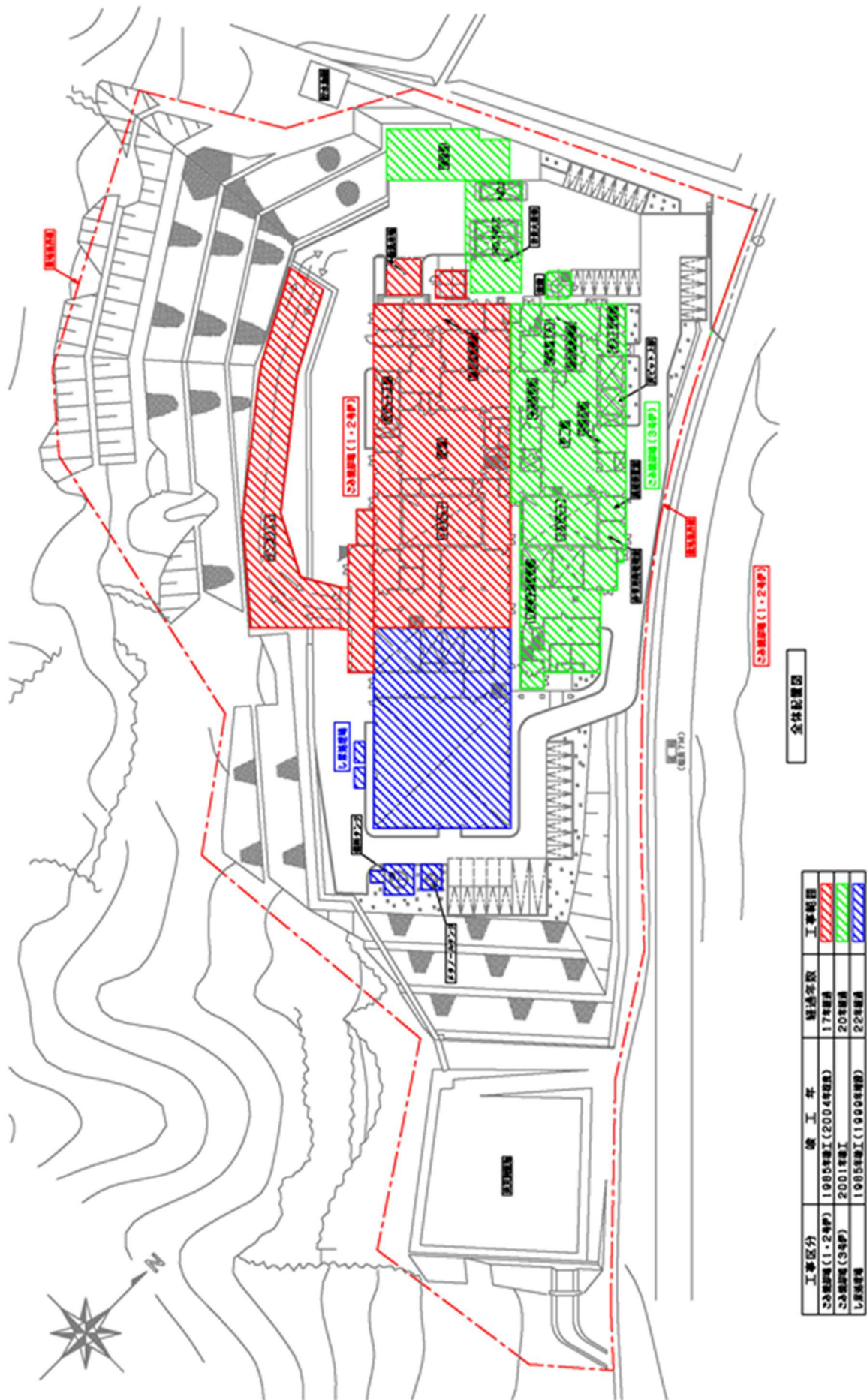
項目	内容
溶出試験	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、アルキル水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素
含有量試験	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素

(3) 第三種特定有害物質

項目	内容
溶出試験	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機リン、ホリ塩化ビフェニル

2 土壤汚染状況調査報告書作成

調査結果を整理し、調査報告書として取りまとめること。



【賀茂環境衛生センター 全体平面図】

令和4年2月7日

入札公告の訂正

次の通り訂正します。

なお、本組合ホームページ掲載の入札公告についても、同日付けで訂正したものに改めておりますので、再度、入札公告を御確認ください。

広島中央環境衛生組合管理者

1 公告日

令和4年2月2日

2 物品・委託役務の名称

賀茂環境衛生センター解体工事発注仕様書等作成業務

3 訂正内容

- (1) 「1 入札に付する事項」の「(4) 納入・履行期間」
「契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで」を、
「契約締結日の翌日から令和4年11月30日まで」に訂正する。

- (2) 「4 日程等」の「イ 仕様書及び見本等閲覧期間」
「令和4年2月2日～令和4年2月11日」を、
「令和4年2月2日～令和4年2月14日」に訂正する。

- (2) 「4 日程等」の「オ 質問書提出期間」
「令和4年2月2日～令和4年2月11日」を、
「令和4年2月2日～令和4年2月14日」に訂正する。